

(案)

平成30年度・令和元年度

小平市公民館運営審議会

令和2年3月17日

小平市中央公民館
館長 坂本 伸之 様

提言

公民館事業企画委員会設置後の公民館活動の課題

時代を踏まえた公民館の存在意義と果たすべき役割
～公民館の新しい役割について～

公民館（注1）は長年、時代とともに様々な役割を果たしてきましたが、社会教育を取り巻く環境は、経済のグローバル化、少子高齢化による人口減少により大きく変化し、地域コミュニティの衰退などを背景として、社会的課題も公民館制度開始当時とは大きく変容しています。公民館は社会教育活動の拠点であり、地域住民の交流の場、学習の場です。今こそ社会情勢を重視し、住民の様々なニーズを踏まえながら、人生100年時代と言われる令和時代の公民館のあり方を現実には照らして冷静に判断し、公民館が担う新しい役割について真剣に考えていく必要があると思います。

平成30年度・令和元年度小平市公民館運営審議会（以下、「運営審議会」という。）では、前述の内容及び2年間の公民館活動の実態を踏まえるとともに、市内の全ての公民館11館に設置された事業企画委員会（注2）、公民館まつりその他の事業に各委員が参加して、公民館の活動状況を把握し、これらを基に公民館活動の方向性について定例会（注3）での審議を重ねてきました。この提言は、公民館が市民の学習権を保障する重要な教育施設であることを踏まえて、これまでの成果を次期令和2年度・3年度の公民館活動及び運営審議会の一助とするために、とりまとめたものです。

はじめに

提言をまとめるにあたっては、定例会で審議を重ね、自主研修会（注4）では定例会で審議する草案づくりや定例会における各委員からの意見の調整にとどめることにしました。

本提言の1から5までは、定例会での審議において全委員が一致した内容を記載したものです。

また、6については、次期運営審議会に向けた課題として捉えている事項を列挙したものです。なお、この部分は、多面的に小平市公民館の課題を考えるうえでの材料とするため、市民に分かりやすい表現であるか、委員が話し合い、定例会で確認するにとどめました。そのため、敢えて全委員の意見が一致したものではありません。

小平市公民館運営審議会

会 長	勝谷 美紀子	
副会長	久米 正幸	中村 眞一
委 員	倉持 伸江	畑野 茂実
	羽根田 厚子	多田 聡子
	菊地 征夫	塩野 映一
	大久保 めぐみ	江口 建之
	矢島 浩	山田 早紀子

1 公民館の存在意義と果たすべき役割

- (1) 社会教育法に基づいた市民の学びの場であり、交流の場である公民館は、市民だれもが集える場所です。人口減少・施設の老朽化に伴い行政施設の複合化は自然な流れとしても、「公民館」の存在意義を、再確認して進めることは、極めて重要なことです。

社会教育の理念・理想・公民館の存在意義と果たすべき役割について、ひろく社会に理解されるよう、公民館をPRすることが重要であり、積極的に情報発信する必要があります。

- ① どのような利用ができるのか、地域の子どもたちから高齢者まで分かるように事業内容やサークル活動・催しなどについて紹介することが大切である。
- (2) 人口減少後を見据えた分析と準備が必要です。また、大切なものは何か、公民館の役割を議論することが必要です。

2 居場所づくりとつながり支援の拠点としての機能

- (1) 人生100年時代といわれる現代は、70年前の公民館創立当時と比べると、核家族化や少子高齢化が進むなど、地域社会を取り巻く環境は大きく様変わりしました。これらの状況を踏まえた公民館のあり方を考えていくことが求められています。

- ① 気楽に立ち寄れ、ゆっくりとくつろげ、コミュニティづくりができるフリースペースを各館につくること

- ② 高齢者以外の層の公民館利用を促進するために、各分館でも「市民大学」講座を開設し、「令和〇年度入学生」のように、年単位で講座を受講できる受入れ体制を整えること

- (2) サークルや地域活動を通して、地域社会で活躍する人材の育成が必要です。
- (3) 小平市における外国人居住者増加に伴い、国際理解に関する事業にも積極的に取り組む必要があります。
- (4) 公民館は災害時の情報拠点となるため、防災組織、自治会、町内会、商店会、消防団、企業、公共交通、学校、行政担当者など一体となった連携に向けて調整する必要があります。
- (5) 公民館では将来を担う子どもや学生との関係づくりに重点をおいた事業化や、彼らとの交流の場となるような環境づくりが必要です。

3 公民館事業企画委員会

公民館事業企画委員会（以下、「事業企画委員会」という。）は、公民館を地域のコミュニティづくりの拠点とするために、地域住民の意向を適切に反映した講座等を企画する委員会で、小平市の公民館全館に設置しています。構成人数は各館で異なり、公民館利用者、自治会、学校関係者、民生委員・児童委員等、地域に関わるさまざまな人たちで構成されています。

平成 26 年度に鈴木公民館に設置され、翌 27 年度には小川公民館に、その後、29 年度にはすべての館に設置されることとなりました。

(1) 事業企画委員会の報告及び検証

- ① 事業企画委員会設置後の実態・成果・課題等の報告を求め、運営審議会で評価と今後の展望を協議する必要があること
- ② 事業企画委員会設置前と設置後の事業への参加者数や満足度（アンケート）を比較し、事業企画委員会の効果を分析すること

(2) 事業企画委員会のあり方及び事業企画に対する運営審議会からの意見提出

- ① 運営審議会として事業企画委員会のあり方及び事業企画について必要に応じて意見及び助言をすること

(3) より良い公民館活動の企画・実施に向けて

- ① 各館の独自性を尊重しつつも、「公民館の役割」とは何かの共通認識を持つ工夫が必要であること
- ② 講座受講後の継続的な自主学習活動に向けて、サークル化に結び付く事業が必要であること
- ③ 事業企画委員会の役割、公民館の役割等をテーマにした事業企画委員会の研修が必要であること

4 公共施設マネジメントについて

市では平成 27 年 2 月に、小平市公共施設マネジメント基本方針を策定し、市制施行 100 周年に向けて、「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念を掲げ、取り組みを進めています。

昨年 12 月には、中央公民館、健康福祉事務センター及び福祉会館の更新等に関する基本計画、小川駅西口地区市街地再開発事業公共床等の整備基本計画が策定され、その中には課題として、①人口減少・少子高齢化、②財政バランスの悪化、③施設の老朽化・更新時期の集中が挙げられています。

- (1) 次世代の公共施設づくりとして、次の観点を取り込んだ施設づくりが必要です。

- ① 子どもや若者にとって魅力的なものである観点
 - ② 将来的なニーズの変化に耐えうる柔軟な施設を作る観点
 - ③ 今後の地域コミュニティの形成に資する活動拠点になりうる観点
- (2) 指定管理者制度導入など、新たな運営体制を検討される場合は、公民館の社会教育機関としての役割・意義が損なわれることがないように進め、運営審議会への情報提供を望みます。

5 集会施設等の利用者負担の見直しについて

昨年、集会施設等の「利用者負担の見直し」について、市民意見交換会が開催されました。「小平市政に関する世論調査」「受益者負担の適正化検討委員会」「議会への請願」「総務委員会政策提言」などから、ほとんどの団体が100%免除となっている減額率を見直していくというものでした。

これまで、行政が検討していて非常に難しかった減額率に差を設けることは、意見交換会でも難しいと感じました。見直しの議論は尽くされていないとの意見もあることから、十分に検討していただきたい。

市民の学習権を保障する教育施設である公民館の重要性に立脚し、これまでの活動が継続できるよう望んでいます。

6 次期運営審議会に向けた課題として捉えている事項

各委員から提案された次期運営審議会での検討事項は、下記のとおりです。

- (1) 他部署との連携
 - ① 市役所他部署との連携
 - ② 学校・大学・企業・NPO等との連携事業
- (2) 環境整備
 - ① 花小金井北公民館の老朽化対策
 - ② 公民館全体のバリアフリーの推進、高齢者・障がい者対応の徹底
 - ③ 各公民館へのWi-Fiの導入
 - ④ 公民館へのアクセスの向上
- (3) 運営審議会委員に応募しやすい環境づくり
子育て世代が出席しやすい工夫
- (4) 企画提案
 - ① 世代別に対象を絞った講座の企画
 - ② 優しい日本語講座の推進
 - ③ 防災講座の充実

- (5) 市報への公民館だよりの掲載
- (6) 公民館職員の重要性
 - ① 市民から必要とされる公民館として機能するために、公民館職員は地域と行政をつなぐコーディネーターとしての資質の向上が不可欠であること
 - ② 市民の学習権を保障する公民館の機能をより充実させるために、運営審議会は職員の重要性を認識すること
- (7) 公民館と地域センターとの役割の違いと連携
 - ① 市民の学習権を保障する教育委員会所管の施設である公民館と市長部局所管の地域センターの役割の違いを明確にするため、運営審議会委員としての学習と議論を深める必要があること
 - ② 公民館と地域センターとの役割の違いを認識しながら、両施設の連携についても検討すること
- (8) 公民館の利用者がこれまでの活動を継続できるようにするための工夫
- (9) その他
 - ① 各分館を知るために、運営審議会の定例会開催場所を中央公民館と限定せず、分館の持ち回りで開催すること
 - ② 公民館（中央公民館長・分館長出席）と運営審議会が合同で公民館利用者懇談会等連絡協議会との意見交換会を年3回程度開催すること

注1 公民館

公民館は社会教育法に基づき主に市町村の教育委員会が設置する施設。社会教育法第20条では、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定めている。

注2 事業企画委員会

公民館を地域のコミュニティづくりの拠点とするために地域住民の意向を適切に反映した公民館の講座等を企画する委員会として、小平市の公民館全館に設置している。構成人数は各館で異なるが、公民館利用者、自治会、学校関係者、民生委員児童委員等様々な地域に関わる人たちで構成されている。

※設置根拠：公民館の課題と今後の方向性—公民館のあり方検討に関する報告書—（平成26年3月小平市中央公民館）

注3 定例会

公民館運営審議会は社会教育法第29条2項に基づき、館長の諮問に応じ公民館で行われる各種事業の企画実施について調査審議する。審議会は会長が招集し、小平市では年間7回開催されている。

注4 自主研修会

定例会が開催されない月に年間3～4回開催され、主に予算措置のある学習会テーマの協議や学習会が行われている。